

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができるとして指定している次の施設の指定を取り消した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年七月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
江南保育園	江田島市江田島町江南二丁目八番一四号	平成三年二月一日
津久茂老人集会所	江田島市江田島町津久茂二丁目一〇番四号	平成二十四年四月一日